

## <会費納入および会員名簿記入に関する注意事項>

★ 会費規則に基づき、令和7年度の会費区分は下記の通りです。

- ・ 高校生相当年齢：1,000 円  
(平成19年4月2日～平成22年4月1日の間に誕生日が該当する方)
- ・ 大学生相当年齢：1,500 円  
(平成15年4月2日～平成19年4月1日の間に誕生日が該当する方)
- ・ 一 般(23歳～)：2,000 円  
(平成15年4月1日以前に誕生日が該当する方)

個人会費を納入していただく対象は、剣道初心者の方から指導者の方まで、全員が対象です。  
但し、名誉会員・有功会員の方は会費徴収対象外ですが、  
所属の有無についてご回答していただく必要があります。

★ 令和6年度分個人会費を正当な理由(転勤、病気、留学、出産、育児等、  
大剣連が認める正当な理由)なく、未納の方は令和7年度会費に併せて  
令和6年度分も納入をお願いいたします。

★ 令和7年4月1日時点で、正当な理由なく、2年間分以上(令和6年度以前の会費)の個人会費が未納である方は、退会されたものとみなされます。再入会される場合は、再入会金が発生します。

未納年数×2,000円(現時点の会費区分に関わらず)＋手数料3,000円

ただし、やむを得ない事由(転勤、病気、留学、出産、育児等、大剣連が認める正当な理由)により退会した方が、再入会する場合は、登録団体を通じてその事由を明らかにした書面(「会費免除申請書」(ホームページからもダウンロードできます))を提出することにより再入会金を納めることなく再入会することができます。

再入会金の納入がない場合・正当な事由を明らかにできない場合は、会員になることはできません。(会費規則第2条第3項)

★ 中学生以下の方(平成22年4月2日以後に誕生日が該当する方)は会費不要(無料)ですが、個人会員登録のため提出名簿に含めてください。  
昇級審査などの行事に参加するため、準会員として当連盟に登録が必要です。  
行事参加費が必要なものは全て「会員料金」を適用します。

★ 中学校・高校・大学の剣道部顧問・コーチ・OB・OGの方は、中学校・高校・大学を所属団体とすることはできません。

一般の登録団体(地域の団体、教職員クラブ等)を通じて、登録・会費納入してください。

★ 当連盟と他都道府県剣道連盟との重複登録はできません。

※他都道府県剣道連盟から退会して当連盟へ転入される方については、新規会員登録時に各都道府県剣道連盟が発行する「称号段位取得証明書」の原本をご提出ください。

全国大会（全日本都道府県大会・全日本選手権・全日本女子選手権・国民スポーツ大会等（予選会を含む））に大阪所属で出場する意思のある者は、必ず 6 月 28 日(土)までに当連盟へ会員登録・会費納入を完了させてください。

期限を過ぎた場合、今年度開催される上記大会（予選会含む）の「出場資格なし」となります。（全剣連指示による）

★ 会費の納入は、所属する登録団体を介してお願いします。

会員システムへの二重登録、会費の二重納入防止のため、複数の登録団体に所属されている方は、手続の窓口となる登録団体をご本人の意思により、1つだけ選択し、その登録団体を介して大剣連に登録・会費納入をお願いします。

複数の登録団体から各種申込、行事参加および会費納入をしないようにお願いします。

原則として、

- ① 登録団体を介さない会費納入は受付いたしません。
- ② 高校剣道部に所属されている方は各高校剣道部を、大阪学生剣道連盟加盟の大学剣道部に所属されている方は大阪学生剣道連盟を、大阪剣道協会に所属されている方は大阪剣道協会を介して個人会費を納入していただきます。
- ③ 中学校剣道部に所属されている生徒は、中学校剣道部から登録して下さい。

※ご提供いただいた個人情報について

昇段審査会・大会・講習会開催等の事業活動、会員管理、会費納入管理などの事務処理の範囲内で利用いたします。各団体代表者・学校剣道部顧問・連絡担当者および記載責任者におかれましても、個人情報の適正かつ慎重な取扱いに何卒ご協力をお願い申し上げます。

なお、小・中・高校生等未成年者の場合には、登録及び会費納入について保護者のご理解をいただくようご配慮賜りたくお願い申し上げます。

## (1) 会員名簿の記入方法について

年度初めの会員登録は提出用会員名簿（下記①～③）すべての提出が必要です。

追加会員については、6月末を過ぎても名簿の提出ができます。  
その場合は「②団体別個人会員名簿（継続会員用）」の提出は不要です。  
会員名簿提出表紙には追加人数のみを記入し、提出してください。

追加会員登録に備えて、「①会員名簿提出表紙」と「③追加個人会員登録者名簿」は事前にコピーを取ってからご使用ください。コピーを取っていなかった場合は、下記 URL の大剣連ホームページより会員名簿を印刷し、団体情報を記入の上でご利用いただけます。

<https://osa-kendo.or.jp/info/member>

### ① 会員名簿提出表紙

- ・お問い合わせ用として、連絡が付きやすい電話番号のご記入をお願いします。
- ・当年度の人数記入部分には、今回登録される方の数のみを記入してください。
- ※灰色の網掛け部分は、今回追納が発生している場合のみ記入してください。

### ② 団体別個人会員名簿（継続会員用）＜様式1＞

- ・現在 貴団体に所属していると思われる方 全員（令和6年度個人会費納入者・貴団体の登録者として令和6年度行事に参加された方）の情報が既に記載されています。
- ・会費記入欄には、令和7年度会費納入者の方には「○」、貴団体を退団された方および個人会費を納入しない方には「×」と記入してご回答下さい。

中学生以下の方については、在籍者には「○」、退団された方には「×」と記入して下さい。

正当な理由（転勤、病気、留学、出産、育児等、大剣連が認める正当な理由）なく、前年度会費が未納となっている方は、前年度分も併せて納入してください。（今年度からの新規入会者を除く）

物故者については、例えば「・年・月・日死亡」と記入し、当該会員が物故されたことが分かるようにして下さい。

- ・記載事項に誤り・変更がある場合には、二重線（＝）を引き、余白に赤ペンで訂正して下さい。特に「氏名の漢字表記(外字を含むもの)」についてご注意下さい。氏名漢字表記に誤りがある場合は、該当する字に赤ペンで×印をし、余白に訂正して下さい。{注意を要する例(外字)：吉⇄吉、沢⇄澤、高⇄高、浜⇄濱、国⇄國、辺⇄邊、崎⇄崎 真⇄眞 など（住民票に記載されている「字」を基本にして下さい）}
- ・バーコードを使用して事務処理しますので、コードを汚したり、コード上に記入したりしないようお願いいたします。
- ・備考欄は、他都道府県剣道連盟からの移籍などや連絡事項がある場合にご使用下さい。

### ③ 追加 個人会員登録者名簿<様式2>

- ・貴団体に現在所属している会員の情報が「団体別個人会員名簿（継続会員用）<様式1>」に記載されていない方（中学生以下の方も含む）については、『追加 個人会員登録者名簿』に記入して、ご提出下さい。
- ・事務処理上、すべての項目の情報が必要ですので、正確にご記入下さい。
- ・記入に際しては、楷書で正確に記入して下さい。「氏名」の漢字表記(特に外字を含むもの)については、前項の注意を要する例を参考の上、ご記入下さい。
- ・「再入会」欄について：「再入会」に該当されると思われる方は、事務局にお問い合わせください。
- ・「職業」欄は、以下のコード表から選び、該当する数字を記入して下さい。「団体別個人会員名簿（継続会員用）<様式1>」についても、職業に変更がある方は、下記の職業コードにより、変更をお願いいたします。(※全剣連職業コードに準ずる)

職業コード表											
1	生徒（中学生以下:幼児・小学生を含む）			2	学生（高校・大学・専門学校・その他）						
3	警察官	4	自衛官	5	教員	6	公務員	7	会社員		
8	自営業	9	団体職員	10	主婦	11	その他	12	無職		

※一つだけ選んでご記入下さい。

### (2) 会員名簿の提出および会費納入方法について

会費納入期間は、4月7日（月）～6月28日（土）までです。

※必ず6月28日までに団体を通じて手続きをおこなってください。

※来局、郵送の場合は、コピーを手元に残し、原本をご返送ください。

#### ・来局

提出用会員名簿と会費を大阪府剣道連盟まで持参してください。

#### ・現金書留

提出用会員名簿と会費を現金書留の封筒に入れて大阪府剣道連盟宛に郵送してください。

#### ・振込

下記口座へ入金し、振込明細のコピーと提出用会員名簿を大阪府剣道連盟宛に郵送又はFAX（06-6351-3346）で送ってください。

【りそな銀行】北浜支店 普通口座 8275680 シャ)オオサカフケンドウレンメイ

【郵便振替】 記号番号 00970-4-17781 シャ)オオサカフケンドウレンメイ

※振込時、摘要欄に団体名の入力をお願いいたします。

※バーコード処理するため、FAX送信により、バーコード箇所が不鮮明な場合、再提出をお願いする場合がございます。

## ★ 令和 7 年度個人会費納入と行事参加に関して

### <令和 7 年 4 月～6 月に開催される行事への参加について>

- ① 令和 6 年度分個人会費を納入された（される）方で、令和 7 年度も継続される方・・・「会員料金」
- ② 令和 6 年度分個人会費を正当な理由をもって免除となる方、令和 7 年度から新規会員となられる方・・・令和 7 年度分個人会費を納入された場合、および、納入していただくことを条件(6 月 28 日までに所属団体を通じて納入)に、「会員料金」
- ③ 上記に該当せず会員になる意思のない方・・・「非会員料金」

### <令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月の行事への参加について>

- ① 令和 7 年度会費納入者・・・「会員料金」
- ② 令和 7 年度未納（納入の意思のない方）・・・「非会員料金」  
※令和 6 年度・令和 7 年度（2 年続けて）ともに未納の場合は、令和 8 年 3 月 31 日をもって、退会したものとみなされます。

## (3) その他

- ・大剣連事務局は、手続き終了後に各団体の連絡責任者の方に「令和 7 年度 会費領収証」をお渡し(送付)いたします。
- ・名簿を郵送される場合は、必ず原本あるいはコピーをお手元に保管して下さい。手続き終了後に各団体の連絡責任者様宛に「令和 7 年度 会費領収証」を送付いたします。
- ・登録証の発行について、「追加 個人会員登録者名簿<様式 2 >」に記載された方のうち、新規登録者の方を対象に大剣連が登録証を作成し、お渡し(送付)いたします。
- ・団体の登録内容(連絡責任者など)に変更がある場合は、届出内容変更届(ホームページからダウンロード可)により、申請してください。
- ・「非会員」の方には登録証を発行いたしません。

## <会費規則 抜粋>

(会費)

第 2 条 次の会員は、当該各号の会費（年額）を納入しなければならない。

- (1) 正会員 2,000 円。ただし、大学生相当年齢の会員は 1,500 円。
- (2) 準会員 イ、高校生相当年齢の会員は 1,000 円  
ロ、中学生以下は無料

・・・略・・・

4 正会員および準会員の会費は、正会員および準会員の所属する登録団体を通じて納入しなければならない。

5 一旦、退会した者が再入会する場合には、次に算式により計算した額を再入会金として納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由により退会した者が、再入会する場合にあっては、所属団体を通じて、その事由を明らかにした書面を提出することにより再入会金を納めることなく再入会することができる。

- (1) 未納年数×会費（2,000 円）+手数料（3,000 円）

以 上